

岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の除却を促進し、土地の利活用を図るため、市内に存在する空き家の除却を行う者に対して、予算の範囲内において、岩倉市民間非木造空き家除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準非木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工され、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの又は建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるもので、個人所有の非木造住宅（戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）をいう。
- (2) 解体工事 旧基準非木造住宅の1棟全てを解体する工事をいう。
- (3) 空き家 居住その他の使用がされていない旧基準非木造住宅をいう。ただし、震災、風水害、火災その他これらに類する災害に起因し、居住等がされなくなったものを除く。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者（空き家の所有者から当該空き家の除却について同意を得たその敷地の所有者を含む。）
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項14号に規定する徴収金（市町村が徴収するものに限る。）を滞納していない者
- (3) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

(補助の対象となる工事)

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、旧基準非木造住宅を解体し、運搬し、又は処分する解体工事とする。ただし、居住用として使用していた延べ床面積30㎡以上の住宅で、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（次条第3号において「補助対象工事費」という。）の23%の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

2 補助金の交付は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地ごとに1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事に着手する前に、岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 課税台帳登録事項証明書

(2) 市税等を完納している証明書

(3) 補助対象工事費の見積書（工事の内容が分かるもので、施工業者の記名があるものに限る。）

(4) 当該空き家の案内図、配置図、平面図及び現況写真

(5) 空き家の所有者から当該空き家の除却について同意を得て、当該空き家を除却する者にあつては、当該空き家の所有者の同意書（様式第2）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付申請書は、申請する年度の12月28日（その日が岩倉市の休日を定める条例（平成3年岩倉市条例第1号）第1条第1項に定める市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直前の休日でない日）までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付する

ことが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請の内容の変更又は中止をしようとするときは、岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付決定変更等申請書（様式第4）に当該変更又は中止の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は中止の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、変更又は中止を認めるときは、岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付決定（変更・中止）通知書（様式第5）により交付決定者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日（その日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日）までに、岩倉市民間非木造空き家除却完了実績報告書（様式第6。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事に要する費用に係る領収書（施工業者の発行したものに限る。）の写し

(2) 補助対象工事の完了後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市民間非木造空き家除却補助金確定通知書（様式第7）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して15日以内に、岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付請求書（様式第8。次項において「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第9条に規定する日までに、実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、岩倉市民間非木造空き家除却補助金交付決定取消通知書（様式第9）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。